



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 144/2022年12月号

発行日：2022年12月23日

東光監査法人は2022年12月18日に事務所移転をいたしました。新しい住所は以下となります。

〒162-0824 東京都新宿区揚場町1番1号 揚場ビル3階

月日の過ぎていくのは、飛ぶ矢のように早い。先人の言葉が身に沁みる今日この頃ですが、今年最後のニュースレターとなりました。本年も大変お世話になりました。皆様、良いお年をお迎えください。

最新情報（2022年11月1日～2022年11月31日）

1. 業種別委員会

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内容	適用時期等
2022年 11月25日	意見	「総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 原子力小委員会 廃炉等円滑化ワーキンググループ 中間報告（案）」に対する意見について	2022年10月17日に経済産業省資源エネルギー庁から、「総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 原子力小委員会 廃炉等円滑化ワーキンググループ 中間報告（案）」が公表され、意見が求められました。 日本公認会計士協会（業種別委員会）では、本中間報告案に対するコメントを取りまとめ、2022年11月10日付けで提出いたしましたのでお知らせします。	—

2. IFRS関係（会計制度委員会）

特になし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

特になし

5. IT 関係（テクノロジー委員会）

特になし

6. その他（会計制度委員会等）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2022 年 11 月 4 日	お 知 らせ	「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に関する公認会計士による賃上げ実績の確認について（お知らせ）」の公表について	<p>日本公認会計士協会では、2022 年 11 月 4 日付けで「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に関する公認会計士による賃上げ実績の確認について（お知らせ）」を公表いたしましたのでお知らせいたします。</p> <p>2022 年 10 月 26 日付けで財務省より公表された「「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に係る賃上げ実績の確認の運用等について」（令和 4 年 2 月 8 日付財計第 452 号）に基づく提出書類について」においては、事業者が別紙様式を記載し、公認会計士は記載された賃上げ率等について、その計算の基礎となる帳簿その他の資料との不一致や計算誤りがないことを書面にて確認することも可能とされました。</p> <p>当該業務の実施に当たっては、倫理規則（特に、第 3 条及び第 5 項）にも準拠する必要があります（注）。業務の実施によって、業務依頼者に過度な信頼性を付与しているという誤解を生じさせることがないよう、慎重に判断した上で業務を受嘱するようご留意ください。</p>	-
2022 年 11 月 21 日	意見	「令和 4 年公認会計士法等改正に係る政令・内閣府令案等」に対する意見について	<p>2022 年 10 月 21 日付けで、金融庁から「令和 4 年公認会計士法等改正に係る政令・内閣府令案等」が公表されました。</p> <p>日本公認会計士協会（公認会計士法改正対応プロジェクトチーム）は、この政令・内閣府令案等に対する意見を取りまとめ、2022 年 11 月 21 日付けで金融庁に提出いたしましたのでお知らせします。</p>	-

II. 連絡広場

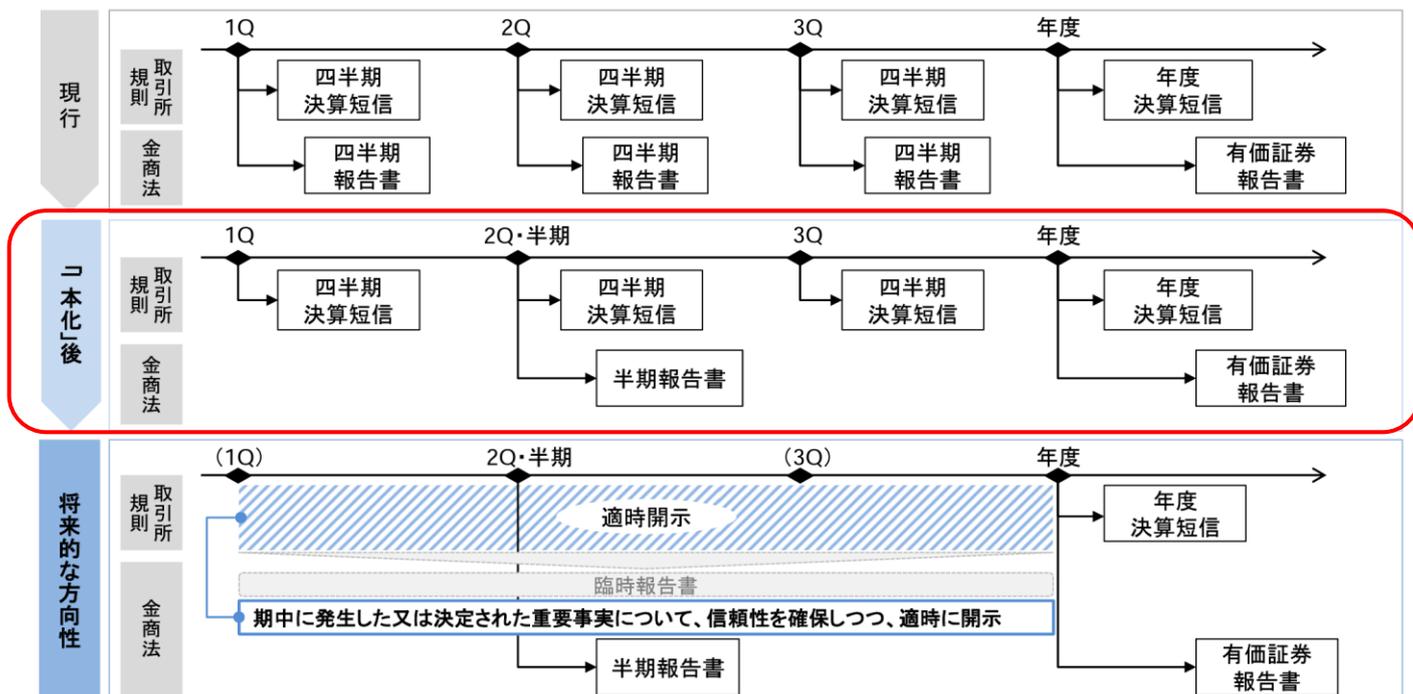
ワンポイントメッセージ

【四半期開示の見直しについて】

12月15日に開催された金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」において、四半期開示の見直し案が公表されました。これは、本年6月において金融審議会から公表された四半期開示の見直しに関する提言を具体化するために諸問題を検討したものです。方向性として示された事項は以下の通りです。なお、現時点ではあくまでも方向性であり、2023年の通常国会に金融商品取引法の改正案として提出され、その後決定されるものです。

区分	項目	示された方向性
提言	四半期報告書（第1、第3）の廃止	法令上の四半期開示義務（第1、第3四半期報告書）を廃止し、取引所の四半期決算短信に「一本化」
検討事項	四半期決算短信の義務付けの有無	当面は四半期決算短信を義務付けるとし、決算短信の任意化については現在企業において適時開示が期待通りに行われていない状況を踏まえると任意化は困難である等の反対から継続的な検討課題とする。
	四半期決算短信の開示内容	現在の四半期決算短信の開示内容に投資家の要望が特に強い事項（セグメント情報、キャッシュ・フローの情報等）を追加する方向で取引所において具体的な検討を進める。
	四半期決算短信に対する監査人によるレビューの有無	「一本化」後の四半期決算短信については監査人によるレビューを一律には義務付けない。他方、企業において任意でレビューを受けることを妨げないこととし、レビューの有無を四半期決算短信において開示する。また、会計不正や内部統制の不備が判明した場合には、信頼性確保の観点から一定期間、監査人のレビューを義務付けることが考えられる。
	四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメント	取引所においてエンフォースメントをより適切に実施していく。法令上のエンフォースメントについては「一本化」後も半期報告書や有価証券報告書においてエンフォースメントが維持されることを踏まえると、四半期決算短信に対しては不要とする。
	半期報告書及び中間監査のあり方	半期報告書については、現行の第2四半期報告書と同程度の記載内容と監査人のレビューを求め、提出期限を決算後45日以内とする。

(四半期決算短信への「一本化」と将来的な方向性 (案)) 赤枠：提言に基づく一本化後の開示体制



(将来的な方向性について)

金融審議会は、四半期のタイミングに限らずよりタイムリーに経営状況を把握し情報発信を行う企業も出てきているため、取引所の適時開示制度の充実を図りながら、投資判断における重要性が高まっている適時の情報開示に重点を置いた枠組みへと見直していくことを検討しています。将来的には開示制度自体も大きく変わる可能性があります。より各企業の発信力が重要になりそうです。

以上

【発行元】
 東光監査法人 ナレッジチーム
 〒162-0824
 東京都新宿区揚場町1番1号 揚場ビル3階
 Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703